



国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の改定

このほど開かれた大雪地区広域連合議会で26年度国民健康保険料率が決まりました。保険財政の状況等をもとに十分に検討した結果、前年度と同じ保険料率に決定しました。加入者の皆さまが安心して医療を受けることができる事業運営のため、これまで同様ご理解ご協力をお願いします。

1. 国民健康保険料率

26年度国民健康保険料率表

保険料を算出する場合の保険料率は次のとおりです。

()は前年度

	医療分	支援金分 (※1)	介護分 (※2)
所得割 (%)	6.7 (6.7)	2.1 (2.1)	1.6 (1.6)
資産割 (%)	20.0 (20.0)	8.0 (8.0)	4.3 (4.3)
均等割 (円) (1人当たり)	22,000 (22,000)	7,000 (7,000)	7,000 (7,000)
(※3)	7割軽減後の額	6,600 (6,600)	2,100 (2,100)
	5割軽減後の額	11,000 (11,000)	3,500 (3,500)
	2割軽減後の額	17,600 (17,600)	5,600 (5,600)
平等割 (円) (世帯当たり)	38,000 (38,000)	10,800 (10,800)	9,800 (9,800)
(※3)	7割軽減後の額	11,400 (11,400)	3,240 (3,240)
	5割軽減後の額	19,000 (19,000)	5,400 (5,400)
	2割軽減後の額	30,400 (30,400)	8,640 (8,640)
賦課限度額(円)	510,000 (510,000)	160,000 (140,000)	140,000 (120,000)

※1 支援金分とは、74歳以下の人が納める、後期高齢者医療制度に必要な総医療費の一部を負担する『後期高齢者支援金』です。

※2 介護分とは、40歳～64歳の人（介護保険の第2号被保険者）が納める介護保険料相当分です。

※3 前年所得が一定の基準額に満たない世帯は、均等割と平等割について軽減が適用されます。

2. 介護保険料

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮ることができるように、また介護が必要になっても安心して生活を送ることができるように、40歳以上のすべての人が保険料を出し合ってお互いに支えあう制度です。費用の財源は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が納める保険料と公費（税金）でまかなわれています。

保険料は、3年ごとに見直されている介護保険事業計画で見込まれる大雪地区広域全体の介護サービス量（費用）に基づいて計算します。

平成24年度から同26年度まで3年間の保険料の基準額（年額）は、61,200円（月額5,100円）となり、その負担割合は次のとおりです。

大雪地区広域連合の介護サービスにかかる費用全体(100%)

公費（税金50%） （国25%、道12.5%、広域連合12.5%）	第1号被保険者の保険料 （21%）	第2号被保険者の保険料 （29%）